

平成26年 5 月臨時会

横 芝 光 町 議 会 会 議 録

平成26年 5 月 12 日 開会

平成26年 5 月 12 日 閉会

横 芝 光 町 議 会

平成26年5月横芝光町議会臨時会会議録目次

第1号（5月12日）

| | |
|--------------------------------|----|
| 議事日程 | 1 |
| 本日の会議に付した事件 | 1 |
| 出席議員 | 1 |
| 欠席議員 | 2 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 2 |
| 職務のため出席した者の職氏名 | 2 |
| 開会の宣告 | 3 |
| 開議の宣告 | 3 |
| 会議録署名議員の指名 | 3 |
| 会期決定の件 | 3 |
| 諸般の報告 | 3 |
| 説明員紹介 | 4 |
| 議案第1号ないし議案第4号の上程、説明 | 5 |
| 議案第1号の質疑、討論、採決 | 12 |
| 議案第2号の質疑、討論、採決 | 14 |
| 議案第3号の質疑、討論、採決 | 15 |
| 議案第4号の質疑、討論、採決 | 15 |
| 閉会の宣告 | 21 |
| 署名議員 | 23 |

5 月 臨 時 会

(第 1 号)

平成26年5月横芝光町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成26年5月12日（月曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第1号ないし議案第4号について（町長提案理由説明）
- 日程第 5 議案第1号審議（質疑・討論・採決）
専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例等の一部を改正する条例の制定）
- 日程第 6 議案第2号審議（質疑・討論・採決）
専決処分の承認を求めることについて（横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）
- 日程第 7 議案第3号審議（質疑・討論・採決）
専決処分の承認を求めることについて（平成26年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第1号））
- 日程第 8 議案第4号審議（質疑・討論・採決）
日吉小学校屋内運動場改築工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

| | | | |
|----|-------|----|--------|
| 1番 | 鈴木和彦君 | 2番 | 齋藤順一君 |
| 3番 | 浅野孝男君 | 4番 | 杉森幹男君 |
| 5番 | 森川忠君 | 6番 | 五木田平和君 |
| 7番 | 川島仁君 | 8番 | 若梅喜作君 |

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 9番 | 川島富士子君 | 10番 | 鈴木克征君 |
| 11番 | 野村和好君 | 12番 | 山崎貞一君 |
| 13番 | 伊藤罔樹君 | 14番 | 川島透君 |
| 15番 | 鈴木唯夫君 | 16番 | 八角健一君 |
| 17番 | 川島勝美君 | 18番 | 越川輝男君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|-------|---------|--------|
| 町長 | 佐藤晴彦君 | 副町長 | 久本修君 |
| 理事 | 田鍋悦央君 | 総務課長 | 實川裕宣君 |
| 企画財政課長 | 若梅操君 | 環境防災課長 | 堀越健一君 |
| 税務課長 | 鈴木健夫君 | 住民課長 | 早川裕明君 |
| 産業振興課長 | 早川典男君 | 都市建設課長 | 五木田桂一君 |
| 福祉課長 | 宮藺博香君 | 食肉センター長 | 郡司民夫君 |
| 東陽病院事務長 | 大木良夫君 | 会計管理者 | 福島美代子君 |
| 教育長 | 齋藤明君 | 教育課長 | 市原成一君 |
| 社会文化課長 | 越川誠一君 | | |

職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----|------|----|-------|
| 局長 | 高蝶政道 | 書記 | 並木こずえ |
|----|------|----|-------|

◎開会の宣告

○議長（伊藤圀樹君） ゴールデンウイーク明けの頭ということではありますが、改めましておはようございます。

これより平成26年5月、横芝光町議会臨時会を開会いたします。

（午前 9時59分）

◎開議の宣告

○議長（伊藤圀樹君） 本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤圀樹君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、

2番 齋藤 順一 議員

16番 八角 健一 議員

を指名します。

◎会期決定の件

○議長（伊藤圀樹君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（伊藤圀樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したので報告いたします。

◎説明員紹介

○議長（伊藤罔樹君） 本臨時会は、今年度最初の議会であります。説明員である各課長等に異動がありましたので、ここで紹介をお願いいたします。

紹介は、自己紹介でお願いをさせていただきます。

最初に理事、次に総務課長から順にお願いします。

○理事（田鍋悦央君） 4月1日付で理事を拝命いたしました田鍋悦央でございます。またあわせまして、健康管理課長事務取扱を命ぜられております。本年度もどうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（實川裕宣君） おはようございます。4月1日付、総務課長を拝命いたしました實川でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○企画財政課長（若梅 操君） おはようございます。企画財政課長の若梅操でございます。2年目の本年度も精いっぱい努力してまいりますので、よろしくご指導賜りますようお願い申し上げます。

○税務課長（鈴木健夫君） おはようございます。税務課長2年目の鈴木健夫でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○産業振興課長（早川典男君） おはようございます。4月1日付で産業振興課長を仰せつかりました早川典男でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○都市建設課長（五木田桂一君） おはようございます。都市建設課長の五木田でございます。3年目になります。本年度もどうぞよろしくお願いいたします。

○環境防災課長（堀越健一君） おはようございます。2年目を迎えました環境防災課長の堀越健一です。よろしくをお願いいたします。

○教育課長（市原成一君） おはようございます。教育課長、2年目となりました市原成一でございます。よろしく申し上げます。

○社会文化課長（越川誠一君） おはようございます。社会文化課長の越川誠一でございます。本年度もどうぞよろしくお願いいたします。

○住民課長（早川裕明君） おはようございます。住民課長の早川裕明でございます。2年目でございます。今年度もよろしくお願いいたします。

○福祉課長（宮藺博香君） おはようございます。このほど4月1日付の異動をもちまして、

福祉課長を仰せつかりました宮菌博香と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○会計管理者（福島美代子君） おはようございます。会計管理者2年目でございます。福島美代子と申します。今後ともよろしくお願ひいたします。

○東陽病院事務長（大木良夫君） おはようございます。東陽病院事務長の大木良夫でございます。東陽病院事務長3年目を迎えました。本年度もどうぞよろしくお願ひいたします。

○食肉センター所長（郡司民夫君） おはようございます。4月1日付の異動で食肉センター所長を命ぜられました郡司民夫です。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（伊藤罔樹君） 以上で、諸般の報告を終わります。

◎議案第1号ないし議案第4号の上程、説明

○議長（伊藤罔樹君） 日程第4、議案第1号ないし議案第4号を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは、提案理由説明をやらさせていただきます。

緑鮮やかなうるわしい季節を迎え、本日ここに、平成26年5月横芝光町議会臨時会をお願い申し上げましたところ、議員各位には時節柄ご多忙の折にもかかわらず、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、平素より、町の各種事業の推進に当たり、格別なるご高配とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

我が「横芝光町」も合併してはや8年が経過いたしました。新町建設計画や総合計画に掲げた各種施策につきましても、議会を初め、多くの町民の皆様方のご理解とご協力によりまして、順調に進捗しているところでございます。

しかしながら、当町の財政状況は、現状のままでは数年後に極めて厳しい状況となり、深刻な事態に向かうことが確実視されております。

これを踏まえ、昨年度「次世代のために聖域なき行財政改革―当初予算10億円の削減に向けて―」とする方針を掲げ、将来にわたって持続可能な行財政基盤を確立すべく取り組みを開始し、本年5月より事務事業並びに行政組織の再構築について、町執行部において体制を整え検討することといたしました。

今後も、職員一丸となって健全な行財政運営に努めるとともに、より信頼される行政を築き、町民の皆様の幸せと町の発展のため邁進してまいる決意でございますので、議員各位におかれましても、さらなるご支援、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

それでは、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由について、ご説明申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例等の一部を改正する条例の制定）であります。本案は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、法人住民税法人税割の税率の引き下げのほか、法律改正に伴う所要の規定の整備を行うことについて、横芝光町税条例等の一部改正を緊急に行う必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるべく提案したものであります。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）でございます。本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ及び減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更について、横芝光町国民健康保険税条例の一部改正を緊急に行う必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるべく提案したものであります。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第1号））であります。本案は、千葉県内における豚流行性下痢（PED）の急速な流行に伴い、その防疫対策としての施設改修に要する経費について、歳入歳出予算の補正を緊急に行う必要があり、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるべく提案したものであります。

議案第4号 日吉小学校屋内運動場改築工事請負契約の締結についてであります。本案は、日吉小学校屋内運動場改築工事請負契約の予定価格が条例で定める基準に該当するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるべく提案したものでございます。

以上、提案いたしました案件について、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 次に、担当課長の説明を求めます。

議案第1号及び議案第2号について、税務課長。

〔税務課長 鈴木健夫君登壇〕

○税務課長（鈴木健夫君） それでは、議案第1号の補足説明をさせていただきます。

議案つづり、ピンクの表紙1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定）でございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成26年5月12日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

次に、3ページをお開きいただきたいと思います。

専決第1号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成26年3月31日、横芝光町長、佐藤晴彦。

次に、7ページをお願いしたいと思います。

横芝光町税条例の一部を改正する条例ということで、先ほど町長の提案理由の説明にありましたように、本年3月31日に地方税法の一部を改正する法律が公布され、原則として4月1日から施行されることに伴い、町税条例の一部を改正する必要が生じたため、専決処分により制定したものでございます。

今回の税制改正は、税制抜本改革を着実に実施する観点から、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率を引き下げるほか、法律改正に伴う所要の規定の整備を行う必要が生じたため、町税条例の一部を改正することになりました。

それでは、議案関係資料つづり、黄色い表紙でございます。

これの1ページ、上から3行目でございます。

第23条の町民税の納税義務者等についてであります。法人税法において、外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴う所要の規定の整備を行うものでございます。

1枚めくっていただきまして、2ページ、上から7行目でございます。

第34条の4項の法人税割の税率についてでございますが、地方法人税の創設に対応して、法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられたことに伴う所要の規定の整備を行うものであり、現行100分の12.3でございますが、それを100分の9.7に引き下げるものでございま

す。

続いて、5ページをお願いしたいと思います。

附則第6条、真ん中辺でございますが、これは単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえて削除するものでございます。

4枚めくっていただきまして、12ページの下から4行目、附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例についてでございますが、適用期限が3年間延長されまして、平成30年度までとなったことによる措置でございます。

続いて、13ページの上から10行目でございます。

附則第10条の2でございますが、これは公共の公害防止のために設置された施設または設備に、それぞれ市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする特例措置を導入するものでございます。

続いて、1枚めくっていただきまして、14ページの上から8行目でございます。

附則第10条の3第9号、これは新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についてであります。今までの規定に加えて、耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する固定資産税の減額を追加するものでございます。具体的には、要緊急安全確認大規模建築物として、不特定多数の者が利用する大規模建築物、避難確保上、特に配慮を要する者が利用する大規模建築物、それから一定以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等、それから要安全確認計画記載建築物としては、緊急輸送道路等の避難道路沿道建築物、防災拠点建築物がでございます。

続いて、15ページの上から5行目でございます。

附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例についてでございますが、この特例期間が3年間延長されまして、29年度までとなったことによる措置でございます。

1枚めくっていただきまして、17ページでございます。

上から5行目、附則第21条、1項につきましては規定の明確化でございまして、第2項は、平成20年12月1日に公益法人関連三法が施行されまして、新たな公益法人制度がスタートし、旧民法第34条の規定により設立された社団法人または財団法人については、法施行日から起算して5年を経過する日まではそれぞれ一般社団法人または一般財団法人として存続することとなりました。これらのうち、公益社団法人及び公益財団法人もしくは一般社団法人及び一般財団法人に移行登記を行っていない者については、移行期間中はそれぞれ特例社団法人

または特例財団法人として、旧民法の社団法人及び財団法人と同様に取り扱うこととされておりましたが、移行期間の5年が経過したため、この特例民法法人に係る非課税措置が廃止となるものでございます。

1枚めくっていただきまして18ページでございます。

附則第22条、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例についてでございますが、条例の性格を踏まえ、必ず条例によって定めなければならないこととされている事項を除いて、条例には規定しないこととなりました。

3枚めくっていただきまして24ページ、上から4行目でございます。

附則第19条の3第2号の非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例についてでございますが、年間100万円を上限に投資枠が与えられて、以後5年間は配当金や分配金が非課税になる制度、いわゆるNISAでございますが、今回、贈与または相続もしくは遺贈により払い出しがあった非課税口座内上場株式等取得した町民税の所得割の納税義務者についても、その払い出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式を取得したものとみなす法律改正が行われたために、所要の規定の整備を行うものでございます。

そのほかは法改正による条ずれ等の修正を行うものであります。

以上が専決処分にて税条例の改正を行った部分についての補足説明でございます。

続きまして、議案第2号の横芝光町国民健康保険税の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

議案つづり、ピンクの15ページをお願いします。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）についてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

平成26年5月12日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

次に、17ページをお願いいたします。

専決第2号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成26年3月31日、横芝光町長、佐藤晴彦。

次に、21ページをお願いいたします。

横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例ということで、先ほど町長の提案理由

の説明にありましたように、本年3月31日に地方税法の一部を改正する法律が公布され、4月1日から施行されることに伴い、町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、専決処分により制定したものでございます。

今回の改正は、国民健康保険税の賦課限度額の引き上げ及び減額措置に係る軽減判定、所得の算定方法の変更などが主な改正部分でございます。

新旧対照表、黄色の28ページをお願いいたします。

第2条の課税額についてでございますが、地方税法施行令の改正に合わせまして、後期高齢者支援金等課税額14万円を16万円に、介護納付金課税額12万円を14万円に限度額を引き上げるものでございます。

続いて29ページの中央でございます。

第21条の国民健康保険税の減額についてでございますが、地方税法施行令の改正に合わせ、減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更をするものであり、2号、下から3行目のところでございます。2号の5割軽減については2人世帯以上が対象でございましたが、単身世帯についても対象とするものでございます。

30ページをお願いいたします。

これも下のほうでございますが、3号の2割軽減については、33万円に同一世帯所得者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯とあるものを、45万円を加算した金額を超えない世帯とするものでございます。

そのほかは法改正による条ずれ等の修正を行うものでございます。

以上、専決処分にて国民健康保険税条例の改正を行った部分についての補足説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

〔税務課長 鈴木健夫君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 次に、議案第3号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 郡司民夫君登壇〕

○食肉センター所長（郡司民夫君） それでは、議案第3号 平成26年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第1号）に係る専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

この補正予算に係る専決処分については、冒頭、町長からの提案理由説明にもありましたように、千葉県内における豚流行性下痢（PED）に係る東陽食肉センターでの防疫対策に

ついて、屠畜搬入する車両を含め、入退場する全ての車両に対しての消毒体制の整備をするためのものであります。整備内容については、消毒槽2カ所の設置工事をするための経費について、歳入歳出予算の補正を緊急に行う必要があり、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであり、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

それでは、補正予算の内容についてご説明いたします。

平成26年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第1号）の1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の補正として、歳入歳出それぞれ389万9,000円を追加し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ2億4,259万9,000円とするものであります。2項の補正予算の内容については、次ページ以降で説明いたします。なお、補正予算に係る予算の執行予定として、工期については5月下旬に1カ所目、6月中に2カ所目を完成予定であることから、平成26年4月30日に専決処分したものであります。

2ページからの第1表、歳入歳出予算補正、4ページからの歳入歳出予算事項別明細書の総括表は、後ほどご確認くださいようお願いいたします。

具体的な内容については、6ページからの事項別明細でご説明いたします。

まず、7ページの歳出からご説明いたします。

豚流行性下痢（PED）の当施設内へウイルスの侵入を防止するために、緊急に消毒槽の設置工事を要することになり、2款1項2目施設整備費の15節工事請負費に389万9,000円を追加するものであり、その財源は6ページの歳入、6款2項1目へ、東陽食肉センター財政調整基金389万9,000円を繰り入れるものであります。なお、この補正予算に係る専決処分は食肉センターを管理運営する上で、万全を期すべき防疫対策としてやむを得ないものであったことを申し添え、ご承認賜わりますようお願いとし、説明といたします。

〔食肉センター所長 郡司民夫君降壇〕

○議長（伊藤圀樹君） 次に、議案第4号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 若梅 操君登壇〕

○企画財政課長（若梅 操君） それでは、議案第4号につきまして、補足説明を申し上げます。

ピンクの表紙の議案つづり27ページ、一番最後のペーパーになります。27ページをお開き願います。

議案第4号 日吉小学校屋内運動場改築工事請負契約の締結についてでございます。

契約の目的は、日吉小学校屋内運動場改築工事請負契約でございます。

契約の方法は一般競争入札で、去る4月23日に受注希望型競争入札を行いましたところ、株式会社畔蒜工務店が入札書比較予定価格4億3,965万円に対しまして、入札金額4億3,900万円で落札候補者となり、4月28日に町の入札参加業者選定審査委員会において資格審査を行い、落札者に決定しましたことから、入札額に消費税を加えた額4億7,412万円を契約金額とし、千葉県山武郡横芝光町木戸10110番地、株式会社畔蒜工務店、代表取締役畔蒜毅を契約の相手方として、請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本件受注希望型競争入札は、予定価格及び最低制限価格を事前公表した上で実施したところであります。入札参加者は1者でありましたが、本事業は平成25年度国の補正予算による追加採択を受けた繰り越し事業であり、確実に本年度内に完成させなければならないことや、子供たちのいない夏休みを中心とした工期設定とするなど、事業工程の制約があること等から、早急な契約締結を要する特別な事情に該当するものと判断し、電子入札で行う入札については、競争性が確保できることから、開札を執行したものであります。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） 以上で提案理由説明を終わります。

これより議案審議を行います。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤罔樹君） 日程第5、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例等の一部を改正する条例の制定）を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

森川議員。

○5番（森川 忠君） 税務課長に質問します。私の理解があれなんです、法人税のところ、100分の12.3から100分の9.7に改めるという例ですが、例えば今、皆さんご存じのインターネット通販の最大手、A社とか、そういうのは日本にはよく税金が余り落ちないという

話を聞きますけれども、そういうところの改善ですか。そういう意味があつてのあれなんでしょうかね、ちょっと私理解がよくわからなくて、お願いします。

○議長（伊藤圀樹君） 鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木健夫君） 今回は、地方法人税の創設ということがあります。それによって、要は地域間による税額の偏在性がある。高いところと低いところと、そういうのをなくすために、税率を下げ、その分地方法人税というものを創設する。それを国が一旦徴収して、それをまた地方に分配すると。そういうことから、全法人に対して法人税率を下げるものがございます。

○議長（伊藤圀樹君） 森川議員。

○5番（森川 忠君） 要するに、一般的には本社本店を地方に置くということから、地方法人税というのを今徴収しているという現状ですよ。

それとは別に私が聞いたのは、国に関する事だから、課長に聞くのも何かと思いますけれども、そういうことも鑑みてのことかなと思ひましてね。要するに、何兆円という売り上げの企業ですよ、通販の会社は。それが日本にはほとんど、多分本社はアメリカですから、何という表現したらいいのか、スルーというか、ただ日本に来たものをそのままということから、そういうのも関係あるのかなと思つただけけれども、今の説明だと、都市部と地方の、その法人の税の差があるからということですか。

〔税務課長「はい」と発言〕

○5番（森川 忠君） では私がお尋ねしたのは全く関係ないということでもいいですかね。

○議長（伊藤圀樹君） 鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木健夫君） 法人町民税というのは、国の法人税、それをもとにして計算されております。それで、その法人税ですが、本社が仮に、通販の場合には東京にある、外国にある、いろいろありますが、その地元、例えば横芝光町に会社の支店がある、従業員が何人いると、それによって法人税というのかかってくる。

ですから、どうしても田舎になりますと従業員数は少ない。それから、やはりメインの都市部に集中してしまうということから、やはりその格差が大きいということから、全体を、法人市町村民税を下げ、国がその分一括して徴収して、それをまた分配し直すと。交付税によって分配すると、そういう制度でございます。

〔5番議員「関係ないということね」と発言〕

○税務課長（鈴木健夫君） はい。

[5 番議員「結構です」と発言]

○議長（伊藤囀樹君） ほかにございませんか。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長（伊藤囀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（伊藤囀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第 1 号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（伊藤囀樹君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 2 号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤囀樹君） 日程第 6、議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

ございませんか。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長（伊藤囀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（伊藤囀樹君） 異議ないものと認め、これより議案第 2 号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（伊藤囀樹君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤罔樹君） 日程第7、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度横芝光町宮東陽食肉センター特別会計補正予算（第1号））を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤罔樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤罔樹君） 異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤罔樹君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤罔樹君） 日程第8、議案第4号 日吉小学校屋内運動場改築工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

齋藤議員。

○2番（齋藤順一君） 全員協議会の際に、ちょっと申し足りなかったもので、ここでちょっと質問させていただきます。

今回、最初からこの契約の締結については、私自身反対するものではございませんので、方法論についてちょっとお伺いいたします。

先ほど資料もらいまして、開札調書ですとか、公告、要件として建築だよと。地区は山武地区がいろいろトラブルがあったから、どこですか、芝山、多古、匝瑳、旭、銚子、香取市まで伸ばしますよという、P点については1,000点ですよ。実績はこれこれこういう実績を持ってやりますよとか、専任技術者がいなければいけませんよとか、設計者との関係があ

る者はだめですよという形でよく理解できるんですけども、紙入札の場合には、これ今回電子入札だったということなんですけれども、初めてこういう大きい入札という形ですけども、紙入札の場合で、仮に1者であった場合には、今まで入札が成立していたんですか。それともどういう。

電子入札の場合だけで競争、あけてみたら1者だけだったから、それでいいんだよという形で、また先ほど企画財政課長から諸般の事情で、もちろんこれいろいろ助成金等の関係で、工期も300日という形で、そういうものは十分わかっている形で質問させてもらっていますのでね。

そしてもう一度言いますけれども、これは本件締結に関して、異議を申し立てているものではありませんので、よく、そこを誤解なさらないように、そのシステムの問題をちょっと伺っていますので、紙入札の場合には1者だったら今まで電子入札はだめで、紙入札は成立したんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（伊藤圀樹君） 若梅企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 入札、今ご質問、ご指摘のとおり、電子入札で現在行っておりますし、本件契約についても電子入札で行ったわけでございます。これは昨年の12月から従前の紙入札から現在の電子入札に移行したわけですが、入札については入札約款、議員ご承知だと思いますが、入札約款に沿って入札の細かい手続を定めたものでございます。その入札の約款の紙入札あるいは電子入札とも、入札の参加者が1人である場合というような規定がそれぞれございます。

特別な事情がない限り入札を取りやめする。1者だから自動的に全く事情を加味せず取りやめるということではなくて、特別な事情の有無というようなことで入札を執行する、取りやめするというような扱いについては、電子入札、紙入札とも約款上の規定は一緒でございます。紙入札については、その特別な今までの合併以来、特別な事情に該当するケースがございませんでしたので、1者入札の場合は入札の執行はしておりませんでした。

今回、電子入札になって、電子入札の制度が精巧にできているというようなことと、全員協議会でもご説明いたしました。特別な事情ありというふうに判断して入札を執行したわけでございますが、入札参加者が1人の場合、特別な事情がない限り入札を取りやめるという入札約款については、紙入札、電子入札とも同様でございます。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 齋藤議員。

○2番（齋藤順一君） ちょっと何か、紙入札は1者でだめで、電子入札もだめ、どっち。横芝光町の場合にはどういう立場をとっておられるのかという形で、これはもう電子も紙もありませんで、この要件の中、あるいはその他の事項の中に、例えば同種の工事を何種類か、同種類の工事を幾つか同時発注する場合には、執行部の采配で通り抜けですよとか、あるいは近接に工事をしている場合には、おたくでしている場合には、近接工事は350メートル未満はだめですよとか、いろいろな取り決めでできるはずなんですよ。

これを例えば、複数回こういう形を繰り返していると、必ず公正取引委員会から内部調査入りますよ、こういう形では。そういう形はどういうふうに考えていますか。

○議長（伊藤圀樹君） 若梅企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） ただいま説明いたしましたとおり、入札約款としては、その規定の表記は一緒でございます。1者入札の場合、特別な事情のない限り入札は執行しないと。その特別な事情が今回の場合該当するということで、今回の場合は1者入札による入札を執行したということでございます。それは紙の入札の時代から基本的な方針は変わってございません。

その入札について、その執行の経緯あるいは落札予定者となった業者の入札資格、そういったものについて、全く問題がなかったということは今回議案としてご説明した際にご説明したとおりでございます。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） 齋藤議員。

○2番（齋藤順一君） そうですか。そういうお考えなら、お考えで結構なんですけれども、客観的に見て、もう3度目なんですけれども、これこういう時代で、これで受けてもらったのがありがたいという見方もできるかもしれませんが、それとは全く論点を外しまして、これはやはり競争原理が働いていない入札執行を何度か複数していれば、町民の皆さんから見たらどういうふうな目で見るとか、違う視点で何か物を捉えたほうがよろしいかと思うんですよね。

ですからその辺を、私は佐藤町政に傷がつかないように、案じて申し上げているのに、執行が正しかったって。ではこのような形を4回も5回もしたら、町民の皆さん何だと、それ。もちろん私も物を十分知って、この公共工事に市場原理を全く100%持ってやるのがいいというのは、それはもちろんそういうことはあり得ません。弱小企業もありますので、ある程度市場原理を外して、小さいところにも仕事が回るといような、そういう配慮も必要な形

の出し方なんですけれども、こういう形の、ただ規定の中でやっているからいいという形では、これこういうものを繰り返していると、佐藤町政に恐らく傷がつくと思うんですよ。

ですから、もう少し、少し引いて、私の言い方も悪いのかもしれませんが、もう少し謙虚に考えて、町民の皆様が明らかにこの結果を踏まえてみて、ああそうだよなという形で、そういう出し方はもちろん300日という範囲の中で、こういう経済の状況で、建設業を取り巻く環境の中での選択という形は、そういう気持ちはわからないではないんですけども、その辺ももう少し配慮していただいて、今後発注に臨んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤圀樹君） ほかにございませんか。

森川議員。

○5番（森川 忠君） 日吉小学校屋内運動場、体育館ですが、このところ、特に光地区の体育館が建設が、改築ですか、続いておりますが、残される南条小学校についてはどのようにお考えでしょうか。

町長もちろんご存じのとおり、朝のご挨拶にもありましたけれども、2040年、あと16年後には20代、30代の女性が当町では58.5%減、県内では飛び抜けて栄町、77.3%がもういなくなる。人口も多分、今2万3,400ぐらいが1万2,000になるというような記事が載って、皆さん驚愕したところだと思いますが、そのような将来、子供を産める年齢の方がいないわけですから、子供は当然間違いなく減りますよね。

そういった中で、日吉、南条が残っていたから、合併特例債を使ってつくるということは重々わかります。確かに、私も拝見しましたが、横芝地区の特に小学校の体育館と比較すると、非常に狭隘で経年劣化もひどいというのは重々認識しておりますが、例えば、どこか中間地点に大きなそのような同様なものをつくって共用するとか、何かそういうものがなかったのかなとかというような気がするんですね。町長今後、その日吉はまだ可決はしてありませんが、日吉、南条を含めた、その方針をお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤圀樹君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今の、今回の日吉小学校の体育館、また来年予定をさせてもらっている南条小学校の体育館、この体育館2つにつきましては、やはり地域の防災拠点としてのあり方についても、やはり今後きちんとしたもの、丈夫なもの、耐震構造に合致した、ちょっとやそこらの地震じゃつぶれないというようなものの中で、避難場所としての機能を持たせなければならない。それに、また学校教育施設だという部分もありまして、それを共用とい

うことはなかなか難しいのかなというふうに思っております。ですので、今後もその部分につきましては、各地区の地域の防災のことも考えながら、これは粛々と進めていきたいと考えております。

また、せっかくの機会でございますので、先ほどの齋藤順一議員の質問について若干触れさせていただきたいと存じますけれども、今回の入札については、皆さんご承知のように山武土木事務所管内のいわゆる談合事件で、公正取引委員会が指名停止、摘発を受け、その国・県、そして町が指名停止をやっている関係もあって、ふだんとは格段に大きな地域を選定して、ふだん入札範囲に入れていない銚子や香取まで入れて、そういう部分につきましては、それなりのしっかりとした入札に参加できる業者もしっかりいたというふうに認識しておりますし、その人たちが何で参加してこなかったについては、いろいろ各企業の諸事情があるのかとは思いますが、その中においても最近では、国や県の工事でも不調に終わってしまうことが多々あるというふうに聞いております。

その大きな原因の一つが、震災復興がもう非常に順調に進み始めていったと。下請業者がなかなか集まらない状況にある。そしてまた、アベノミクス効果か何かわかりませんが、東京都内のマンション建設も非常に大きくなっている中で、例のリーマンショック以来、弱い下請の会社の皆さんが非常に職を離れてしまったという状況も聞いております。せんだって山武郡市の首長会の間でも、大網白里だったと思いますけれども、1億5,000万円の入札案件が何回やっても不調に終わってしまっていて、今度は全国から募集するというようなことも聞いております。

そういった流れの中で、どういうわけで本来、入札に参加できる体力を持った、そしてまた技術を持った会社がほかにも数者いたにもかかわらず、この状況にあるというのは、そういう部分が原因ではなかろうかと。私もその辺の部分については、非常に神経をとがらせておいて、そのために今までのエリア的には非常に大きなものでやったと考えておりますし、その結果こうなってしまったという部分もあります。なってしまったという言い方が正しいかどうかわかりませんが、その中で、今回やっていただけの会社があったということに至っていると私は認識しておりますし、そこに何ら不正があったわけでもございませんし、自信を持ってこの案件について、皆様方にご承認賜われればと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） 森川議員。

○5番（森川 忠君） 有事といたしましうか、避難所としての機能はよくわかります。それ

であれば、例えば、そこに避難されたときの対応を、設計の段階から、こちらからいろいろ提案して、例えばそこである程度、1週間ほど炊事ができるようなとか、そこに宿泊されても余り苦痛でないような工夫というか何らか手だてがあると思うんですね。その点について、環境防災課長もいろいろ……

〔何事か言う人あり〕

○5番（森川 忠君） 違う、違う、防災に関して。知恵をいろいろ教育課と一緒に出し合って、本当に有効なそういう体育館の建築を望みたいと思います。教育課長、いかがですか。

○議長（伊藤圀樹君） 市原教育課長。

○教育課長（市原成一君） 今回のこの体育館の建築ですが、先ほど町長がご説明いたしましたとおり、防災施設としても有効活用していくという考えでございましたので、避難所としては、スペース的にはとれるということを考え、かつ、今までトイレがまるっきり別であったんですが、そういうものも、この空間の中で生活ができるような考えは持っております。食事等におきましては、やはり環境防災課のほうでの考えというものもあると思いますし、それを設備するということになりますと、また別の考えを持たなければいけないということで、そこまでは突っ込んだ設計にはなっておりません。

あと、この体育館の改築の時期なんですけど、もう国が言っております耐震の対策、平成27年度までに完了するよということ、残すところ、あと1年ちょっとでございますので、日吉、南条と続けてやっていくことと、この体育館の広さなんですけど、現時点では教育施設としての基準を満たしていないということ、現基準の半分程度の広さしかございませんので、体育実技の支障施設でもあったということをご理解いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（伊藤圀樹君） 森川議員。

○5番（森川 忠君） ありがとうございます。

ぜひ確実に、その子供さんを含め人口が減るということは明らかでありますので、防災施設としての有効利用を可能な限り知恵を出し合ってつくっていただきたいと思います。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤罔樹君） 異議ないものと認め、これより議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤罔樹君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（伊藤罔樹君） 以上で、本臨時会に付議された案件の全てを議了しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成26年5月横芝光町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでございました。

（午前11時01分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 伊藤 圀 樹

議 員 齋 藤 順 一

議 員 八 角 健 一